健康保険証の今後の取り扱いについて

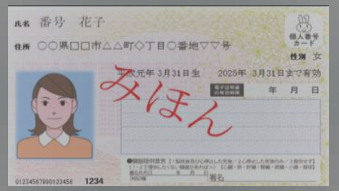

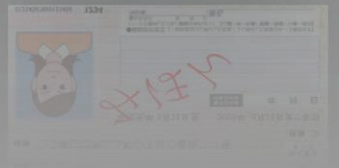

マイナ保険証

2024年12月に健康保険証の新規発行が廃止となり、「マイナ保険証」 (健康保険証として登録したマイナンバーカードのこと)の活用を基本とする制度に変わりました。マイナ保険証のご利用を推奨させていただきます。

【便利になる点】

- 医療情報の共有：過去の処方薬情報、重複検査や禁忌薬剤の投与のリスク軽減
- 高額医療費制度の簡略化：限度額超過支払いの免除、申請手続きの簡略化
- 確定申告の簡略化：医療費通知情報の自動入力、領収書管理が不要
- 利便性の向上：手続きの簡素化、旅行先などでの薬情報の確認

※従来の健康保険証の取り扱い

従来の健康保険証は退職などで資格喪失にならない限り、2025年12月1日まで使用可能です。2025年12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、資格喪失届等とともに日本年金機構へ返納(後日の場合は協会けんぽへ返納)します。2025年12月2日以降については健康保険証の自己破棄も可能です。

また、2024年12月2日以降は紛失などによる再発行はできません。

マイナ保険証を所持していない場合

「マイナ保険証」を所持していなくても 2024年12月2日以降、2025年11月頃までに「資格確認書」が発行され、会社に届き次第お渡しが可能です。従来から使用している健康保険証と同様に保険を利用しての受診が可能です。また有効期限は最長 5 年です。

1 マイナンバーカードを持っていない人

2 マイナンバーカードを持っているが保険証の登録をしていない人

3 後期高齢者（75歳以上）※一定の条件あり

「資格確認書」の発行

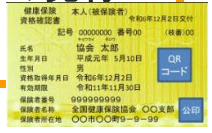

【後期高齢者医療制度の被保険者の方】
2025年7月末までの暫定的な運用として、現行の健康保険証が失効する方に資格確認書が無償で申請によらず交付されます。そのため、当分の間、申請は不要です。

資格情報のおしらせ

2025年1月までに発行される「資格情報のお知らせ」は、「マイナ保険証」のカードリーダーが使えない際に、「マイナ保険証」と合わせて利用することで受診が可能になります。

※切り取った資格情報のお知らせを棄損または紛失したときは、2024年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」を加入の協会けんぽ支部に提出する必要があります。

【参考】
マイナンバー下4桁の記載がないお知らせを受け取った方の資格情報のお知らせ

下4桁の記載がない場合は、協会けんぽにマイナンバーが登録されていません。同封の「マイナンバー登録申出書」にマイナンバー必要事項を記載の上、提出の必要があります。

社内での対応

社内では以下の対応を行います。

【入社・扶養異動の際の対応】

状況	従来	2024年12月2日～
入社前	●住所、生年月日、マイナンバー等の取得	①住所、生年月日、マイナンバー等の取得 ②マイナンバーカードの保有状況の確認する。 ③マイナ保険証の利用登録の状況を確認する。 ※扶養家族分も含めて確認。未登録の場合は利用登録の依頼を行う。
入社後・異動	●資格取得届等の申請 ※事実発生から5日以内	●資格取得届等の申請 ・マイナ保険証利用登録の状況を再確認する。 ・マイナンバーカードを所持していない場合、資格確認書の発行希望欄に☑をして申請する。 ・マイナ保険証を所持していない場合、資格確認書の発行希望欄に☑をして申請する。 ※本人や扶養家族の状況に合わせて申請 ※事実発生から5日以内 ＜備考＞ 資格確認書等の発行希望欄の☑の申請が漏れると、30~50日後の発行遅れにつながる

【退職の際の対応】

退職日	従来の健康保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書
～2025年12月1日	 回収	回収しない	 回収
2025年12月2日～	回収しない	回収しない	 回収